

対 象

(中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づく認定)
連鎖倒産防止に属する中小企業の方

認定要件

次の1または2に該当し、3に該当すること。

- 1 認定申請時点において、指定業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む）債権又は前途金返還請求権を有すること
- 2 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む）債権又は前途金返還請求権しか有していないが、当該指定事業者との取引依存度が20%以上であること。
- 3 法人の本店所在地又は個人事業主の事業所が原則目黒区であること。

認定を受ける効果

- 1 信用保証協会の「経営安定関連保証」の申請が可能になります。

有担保保証	2億円
無担保保証	8,000万円

- 2 責任共有制度の対象外となります。
(保証協会が100%保証)

*** 決算申告書一式（原本またはコピー）の提示及び①～⑤のコピーを提出してください。**

- ①確定申告書表紙
- ②損益計算書
- ③貸借対照表
- ④法人事業概況説明書(両面)(ある場合のみ)
- ⑤電子申告の場合「メール詳細か受信通知」

必要書類

No.	法 人	個 人
1	申請書-----1通（所定の様式）	
2	商業登記履歴事項全部証明書のコピー ※原本を提示のこと（発行日から3か月以内）	
3	決算申告書	確定申告書コピー ※電子申告の場合「メール詳細か受信通知」
4	認定申請書に記入した売掛金債権等の金額を客観的に確認できる書類 【売掛金債権等の金額が50万円以上の場合】 ・未収入金等の残高が確認できる資料（倒産事業者に譲渡した売上債権額及び入金状況を確認できるもの） 【売掛金債権等の金額が50万円以下の場合】 ・全体の年間売上高が確認できる資料（月次の試算表又は売上台帳のコピー等） 例：R7年7月1日～R8年6月30日（指定事業者の破産手続き開始月の原則直近1年分） ・年間売上高に対する期間に発生した倒産事業者との売上高が確認できる資料	
5	許認可等を必要とする業種の場合 許可・認可・免許・登録等を証明する書類のコピー	
6	従業員数の確認できる書類 資本金が製造業等で3億円、卸売業で1億円、小売業・サービス業で5千万円を超える場合は、「労働保険・増加概算・確定保険料申告書」、「法人事業概況説明書」のコピー等	

認定書の発行 申請書を受理してから認定書を発行するまでに数日かかります。

問い合わせ先 目黒区産業経済・消費生活課 経済・融資係 TEL 5722-9879(直通)